平成２６年（フ）第１０３３号
千葉県印西市原山３丁目８―15―102
債務者　廣瀬　誠二
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３４号
千葉県印西市原山３丁目８―15―102
債務者　廣瀬　裕介
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８７号
神奈川県藤沢市土棚833番地　ライフパル藤沢503号
債務者　前田由美子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７号
栃木県さくら市氏家3249番地４　昭和荘203
債務者　蛭川　育枝
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９５７号
東京都葛飾区西新小岩３丁目32―２―101
債務者　益子　道子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３５号
東京都足立区谷中３丁目７―23
債務者　岡部　順一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１９７号
さいたま市浦和区高砂２丁目13番19号
破産者　日本ビジネスウエア株式会社
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
福岡県福岡市西区愛宕浜２丁目２番４―104号
破産者　さくら株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５８６号
札幌市厚別区厚別東３条７丁目５番７号
破産者　ガイア機工株式会社
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
秋田県北秋田市元町12番32号
破産者　有限会社ヤマツ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１６６号
山形市東篭野町31番地の２
破産者　有限会社アドバンスドシステムデザイン
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６０２号
大阪府東大阪市布市町３丁目４番６号
破産者　栄和鉄工株式会社
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２４号
大阪市中央区南本町２丁目４番６号
破産者　有限会社ナイス・クリエイト
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９０号
大阪市北区菅原町９―16　天神橋Ｒ＆Ｔビル301号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区池田町１番１―720号
破産者　海通貿易有限会社
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５６号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場内
破産者　株式会社山長
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９０号
大阪市中央区日本橋１丁目10番15―301号
破産者　株式会社ＺＯＯプロダクション
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１号
大阪府柏原市法善寺２丁目４番４号
破産者　協同組合キングストアー
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０１７号
堺市堺区中瓦町１丁３番14号
破産者　株式会社イン・アンド・イン
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
神戸市長田区御蔵通７丁目５番
破産者　株式会社新日本コムテック
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部